横手市分別収集計画

(令和5年度~令和9年度)

令和4年6月 横手市

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみ排出量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会が形成されていくものである。

(1)基本的方向性

本計画を実施するにあたって基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業者・市が一体となって、地域環境保全のため、環境への負荷の低減に向けた快適な地域社会の実現を目指す。
- ② ごみの発生及び排出の抑制につとめ、排出されたごみは、可能な限り再利用と資源化を図り、最終処分量を限りなくゼロに近づけるごみの少ない社会づくりを目指す。
- ③ 全ての関係者が一体となったごみの減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間(令和5~9年度)とし、3年ごと(令和7年度)に見直しを行う。

3. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の3色に分別)、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

4. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み

(法第8条第2項第1号)

項	目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装	長廃棄物	1,452t	1,420t	1,386t	1,351t	1,315t

5. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市 民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1)環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における環境教育、出前講座等あらゆる機会を通じて、ごみの排出抑制、分別排出、 再生利用の意義及び効果などに関する教育や、啓発活動を積極的に行う。

(2)エコライフ協力事業者認定制度

ごみの減量化・リサイクル活動等、環境保全に向けての取り組みを推奨、協力、実践している事業所及び店舗、町内会等を認定し、事業所、商店、消費者、地域コミュニティ等が、それぞれの視点・立場において、ごみの減量化・リサイクル活動等に対しての自覚を促し、意識の高揚を図る。

(3)集団資源回収活動の推進

町内会やPTA等が実施する集団資源回収活動に対して、リサイクルが一層促進するよう奨励金を交付する。

(4) 常設型資源回収ステーションの利用促進

容器包装廃棄物のうち、古紙類(段ボール)の拠点回収をさらに促進し、再資源化を推進する。

(5)マイバック運動の推進

廃プラスチック問題の一因である、レジ袋使用の簡素化を目指し、買い物袋を持参するマイバック運動を推奨します。

(6)ごみの分別のさらなる適正化

「横手市ごみの分け方・出し方(令和版)」とあわせて、スマートフォン向けごみの分別アプリを広く周知することにより、容器包装廃棄物の分別のさらなる適正化を図り、3Rを推進する。

(7)事業系ごみの減量化

事業所から排出されるごみのうち、クリーンプラザよこてで受け入れをしている容器包装廃棄物(びん、段ボール)の減量・適正処理を図るため、事業者に対して容器包装廃棄物の分別徹底を促すとともに、具体的な分別、排出についてホームページ・チラシ等を活用し広報・啓発活動に努めます。

また、必要に応じてごみ減量化計画の策定・実施を求める等の排出抑制対策を行うほか、産業廃棄物の混入を抑制するため、処理施設においてのごみの展開検査を実施し、指導を行う。

6. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8号第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、横手市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器	飲食品用缶	
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてダンボール製の容器		古紙
主として紙製の容器包装であって上記以		
外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容		ペットボトル
器であって飲料、しょう油等を充てんする		
ためのもの		
主としてプラスチック製の容器包装であっ		プラスチック製容器包装類
て上記以外のもの		

7. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度 令和6年		令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製 の容器	89 t	88 t	88 t	88 t	88 t
主としてアルミ製の 容器	153 t	152 t	152 t	152 t	152 t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
無色のガラス製容器	213 t	212 t	212 t	212 t	212 t
	(引渡量) (独自処理量) 213 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 212 t 0 t			
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
茶色のガラス製容器	269 t	269 t	269 t	268 t	268 t
示 E 07 ス ノ ハ 表 石 冊	(引渡量) 独自処理量) 269 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 269 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 269 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 268 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 268 t 0 t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
その他のガラス製容	107 t	107 t	106 t	106 t	106 t
器	(引渡量) 独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)
	107 t 0 t	107 t 0 t	106 t 0 t	106 t 0 t	106 t 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	— t	— t	— t	— t	— t
主として段ボール製 の容器	346 t	345 t	345 t	344 t	344 t
主としてポリエチレ ンテレフタレート	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
(PET)製の容器 であって飲料又は	187 t	187 t	186 t	186 t	186 t
しょうゆその他主務 大臣が定める商品を	(引渡量) 独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)	(引渡量) (独自処理量)
充てんするためのも の	187 t 0 t	187 t 0 t	186 t 0 t	186 t 0 t	186 t 0 t
主としてプラスチッ ク製の容器包装で	(合計) 173 t	(合計) 173 t	(合計) 172 t	(合計) 172 t	(合計) 172 t
あって上記以外のもの	(引渡量) 独自処理量) 173 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 173 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 172 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 172 t 0 t	(引渡量) (独自処理量) 172 t 0 t
(うち白色	(合計) — t				
トレイ)	(引渡量) 独自処理量) — t — t	(引渡量) (独自処理量) — t — t	(引渡量) (独自処理量) — t — t	(引渡量) (独自処理量) — t — t	(引渡量) (独自処理量) — t — t

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2条第6項に規定する主務省庁で定める物の量の見込みの算定方法

(算定式)

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の 見込み(A)

(A) = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

※ 人口変動率については、「横手市一般廃棄物実施処理計画」で使用している推計データを参考と している。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
83,601 人 81,729 人		79,793 人	77,794 人	75,731 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
97.88%	97.76%	97.63%	97.49%	97.35%

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会やPTA等による集団資源回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別	収集運搬段階	選別•保管等
		の区分		段階
	スチール製容器	飲食品用缶	(A)市による定期収集	(A)市
	アルミ製容器		(B)集団資源回収	(B)民間業者
	無色のガラス製容器	びん	(A)市による定期収集	(A)市
	茶色のガラス製容器		(B)集団資源回収	(B)民間業者
	その他のガラス製容器			
資	飲食用紙製容器	古紙	(A)市による定期収集	(A)市
源	段ボール		(B)資源回収ステーション	(B)民間業者
1005	その他紙製容器包装		による収集	(C)民間業者
物			(C)集団資源回収	
	ペットボトル	ペットボトル	(A)市による定期収集	(A)、(B)市
			(B)協力事業所等による	
			拠点回収	
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製	市による定期収集	市
		容器包装類		

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶類、びん類、古紙類については、選別・圧縮・保管を横手市一般廃棄物中間処理施設「クリーンプラザよこて」で行う。ペットボトル及びプラスチック製容器包装類の選別・圧縮梱包・保管については、横手市ペットボトル等処理センターで行うものとする。

分別収集する容器包装	収集に係る分別	収集容器	収集車	中間処理
廃棄物の種類	の区分			
スチール製の容器	資源物	ネット	パッカー	クリーンプラザよこて
アルミ製の容器	飲食品用缶		車	(選別・圧縮・保管施設)
無色のガラス容器	資源物	リサイクル	平ボデー	
茶色のガラス容器	びん類	コンテナ	トラック	
その他の色のガラス容器				
ペットボトル	資源物	ネット	パッカー	ペットボトル等処理センター
	ペットボトル		車	(選別・圧縮梱包・保管施設)
プラスチック製容器包装	資源物	指定袋	パッカー	
	プラスチック製		車	
	容器包装類			

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1)環境美化推進員制度

地域環境美化を推進する横手市環境美化推進員による、ごみの分別・出し方のルールを遵守するような指導を通じて、容器包装廃棄物の適正分別の周知や、減量・再利用を促進するべく、研修会等を定期的に開催する。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

学識経験者・事業者・団体役員・住民代表及び行政で組織し、一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進等に関する重要事項を審議する。

(3)集団資源回収活動及び常設型資源回収ステーションの利用促進

町内会やPTAが行う集団資源回収活動に奨励金等を交付し活動の促進を図るとともに、常設型 資源回収ステーションを設置し、集団資源回収の普及啓発を行う。